

案件番号：121020018

令和2年度

京浜港湾事務所独身寮清掃等業務

仕 様 書

令和2年1月

国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所

1. 概要

本業務は、京浜港湾事務所所属独身寮の清掃等を行うものである。

2. 履行場所

横浜市金沢区並木3-2-8 並木寮

3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4. 業務日

1) 日常清掃A

毎日（月～金）作業を行うものとする。

ただし、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は除く。

2) 日常清掃B

週3回（月・水・金）作業を行うものとする。

ただし、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は除く。

3) 定期清掃

月1回作業を行うものとする。

ただし、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は除く。

5. 清掃業務の範囲及び作業内容

清掃業務の範囲及び作業内容は、別紙のとおりとする。

6. 受注者の負担の範囲

清掃作業に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、次のものは除く。

(1) 清掃に必要な電気、水道、ガス

(2) 衛生消耗品（トイレトーパー、ゴミ袋、石鹼水等）

7. 資機材等の保管

1) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、指定された場所に整理して保管すること。

2) 定期清掃のみを行う場合において、当業務に使用した資機材は作業完了後持ち帰ること。

8. 建物内施設等利用

1) 居室等の利用

娯楽室、ゲストルーム等については、利用できないものとする。

2) 共用施設の利用

便所及び休憩室等の一般共用施設については、利用することができる。

3) 駐車場の利用

駐車場については、利用できないものとする。ただし、資機材等の運搬や従事者の送迎等で一時的に駐停車する場合はこの限りではない。

9. 特記事項

- 1) 業務開始時間は9時15分とする。
- 2) 業務中は盗難、火災の予防に十分留意すること。業務終了後は、窓扉の施錠及び火の元を確認し、不用の灯を消すこと。清掃作業実施に際し、引火性危険物を使用するときは、あらかじめ当所係官に届け出て、承認を受けること。
- 3) 清掃作業に使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとする。また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- 4) 清掃作業中に建物・窓ガラス及び物品等を破損した場合は、直ちに当所係官へ報告するとともに、受注者の負担において復旧するものとする。
- 5) 業務終了後は、毎日、別添清掃業務点検表に記載し、1ヵ月分をまとめて当所係官へ提出すること。
- 6) 業務遂行にあたり、当所係官の指示がある場合は、その指示に従うものとする。
- 7) 本業務はグリーン購入法適用とする。
- 8) その他として清掃業務時間内においては、以下の業務も行うこと。
 - ①郵便物等の授受。なお、受け取った郵便物等については、十分注意して取り扱うこと。
 - ②設備修理業者等の来訪者の対応。
 - ③来訪者の対応の際、不明な点は必ず当所係官へ速やかに連絡し、指示を仰ぐこと。

10. 検収

検収は、3ヵ月毎に行うものとし、検査職員の給付完了の確認をもって検収とする。

11. 支払

代金の支払いは、3ヵ月毎の検収終了後、受注者の適法な請求書を当所が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

12. 秘密の保持

本業務において知り得た情報について、受注者は一切を第三者に漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。

13. その他

1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ①受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ②①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
 - ③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
- 2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上

清掃業務基準

・清掃業務の範囲及び作業内容

清掃業務の範囲及び作業内容は下表のとおりとする。ただし、次に示す部分については作業を省略できる。

- (a) 家具、什器等（安易に移動可能なものは除く）があり清掃が不可能な部分
 (b) 電気が通電され、若しくは運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
 (c) その他当所係官が特に指定した部分
 (d) 天井高さ3.5mを越える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。

清掃区分	清掃場所	作業項目	作業内容	面積(m ²)	備考
日常清掃A	浴室・シャワー室・脱衣室・洗面室/洗濯室	硬質床	洗浄	適性洗剤を用いて、モップ及びタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。	浴室内29 シャワーブース内7 脱衣室14 洗面室・洗濯室71
		弾性床・木製床	除塵及び部分水拭き	真空掃除機で集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	
		浴室、シャワー室内壁・洗面台・水栓・シャワー金具等・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。	
		排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水又は適性洗剤で洗う	
	便所	弾性床	除塵及び全面水拭き	自在ぼうきで集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	59
		洗面台及び水栓・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。	
		衛生陶器	洗浄	適性洗剤を用い洗浄し、拭く。	
日常清掃B	厨房	硬質床	除塵及び全面水拭き	真空掃除機で集塵し、集めたゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	25 什器備品20
		流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジ束子で丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	
		什器備品	拭き	水拭き又は適性洗剤で拭く。	
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の側面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きする。	
定期清掃	玄関	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	9	
	玄関ホール	弾性床	表面洗浄	38	
	廊下・下足室	弾性床	表面洗浄	377	
	食堂	弾性床	表面洗浄	75	
	階段	弾性床	表面洗浄	97	

日常清掃業務点検表

令和 年 月 日 ()	清掃員氏名：
--------------	--------

※1ヶ月分をまとめて提出

・清掃業務の範囲及び作業内容

清掃業務の範囲及び作業内容は下表のとおりとする。ただし、次に示す部分については作業を省略できる。

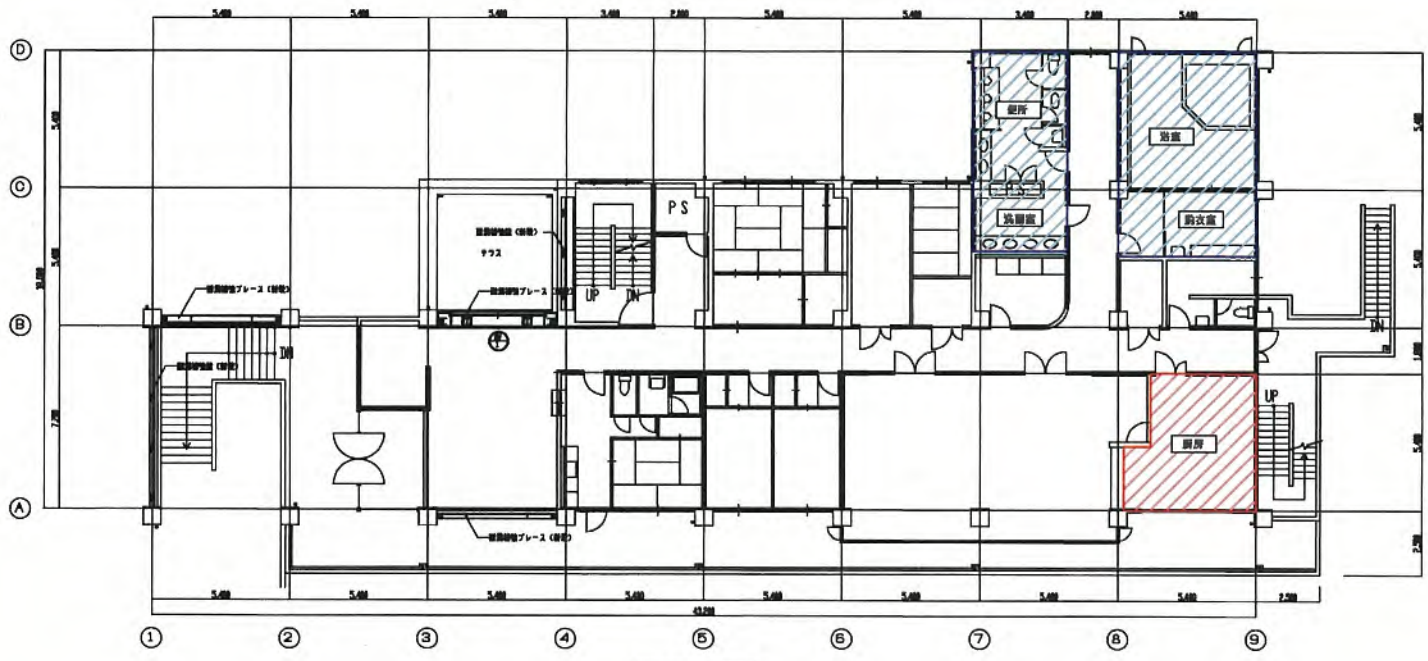
- (a) 家具、什器等（安易に移動可能なものは除く）があり清掃が不可能な部分
- (b) 電気が通電され、若しくは運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
- (c) その他当所係員が特に指定した部分
- (d) 天井高さ3.5mを越える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。



清掃区分	清掃場所	作業項目	作業内容	面積(m ²)	実施項目に○	備考	
日常清掃	浴室・シャワー室・脱衣室・洗面室/洗濯室	硬質床	洗淨	適性洗剤を用いて、モップ及びタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。	浴室内29 シャワーブース内7		
		弾性床・木製床	除塵及び部分水拭き	真空掃除機で集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	脱衣室14		
		浴室、シャワー室内壁・洗面台・水栓・シャワー金具等・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗淨のうえ、タオルで拭く。	洗面室・洗濯室71		
		排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水又は適性洗剤で洗う			
日常清掃A	便所	弾性床	除塵及び全面水拭き	真空掃除機で集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。汚れた部分はモップで水拭きする。	59		
		洗面台及び水栓・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗淨のうえ、タオルで拭く。			
		衛生陶器	洗淨	適性洗剤を用い洗淨し、拭く。			
日常清掃B	厨房	硬質床	除塵及び全面水拭き	真空掃除機で集塵し、集めたゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	25		
		流し台	洗淨	中性洗剤を用いてスポンジ束子で丁寧に洗淨し、タオルで拭く。			
		什器備品	拭き	水拭き又は適性洗剤で拭く。	什器備品20		
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の側面で汚れた部分は ₅ タオルで水拭き及び乾拭きする。			

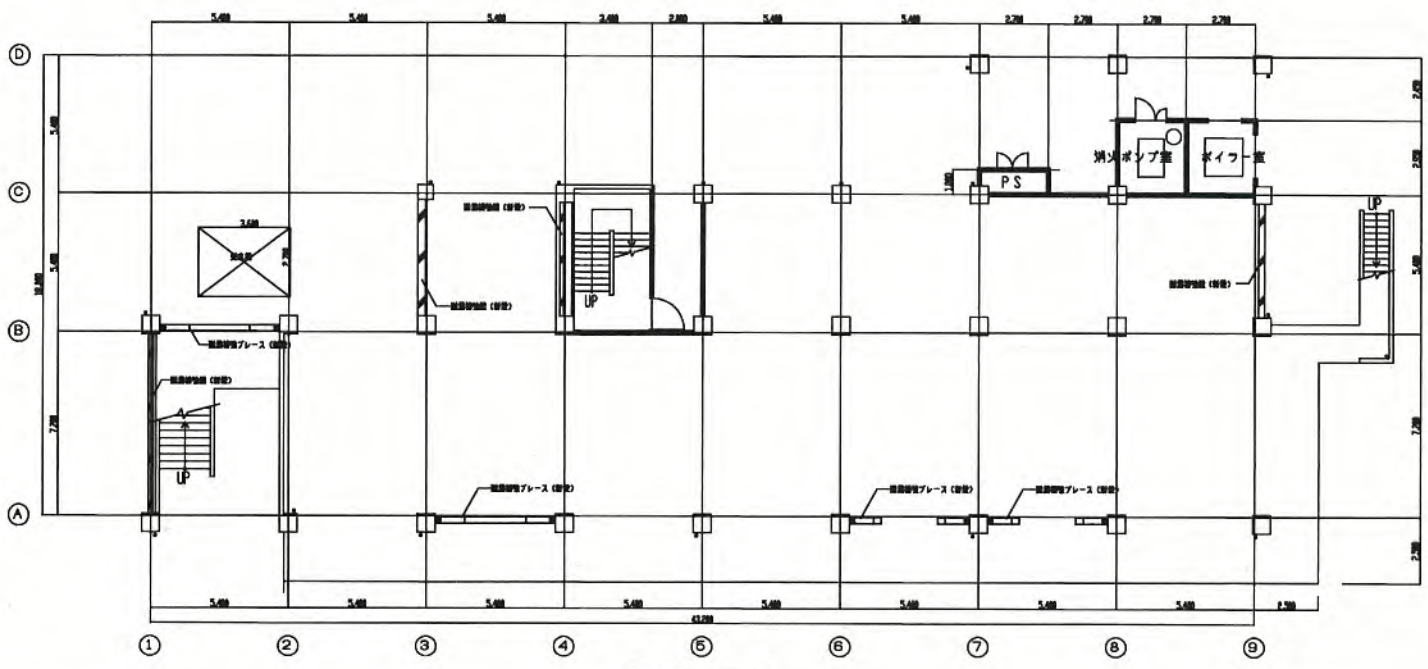
令和2年度

京浜港湾事務所独身寮清掃等業務

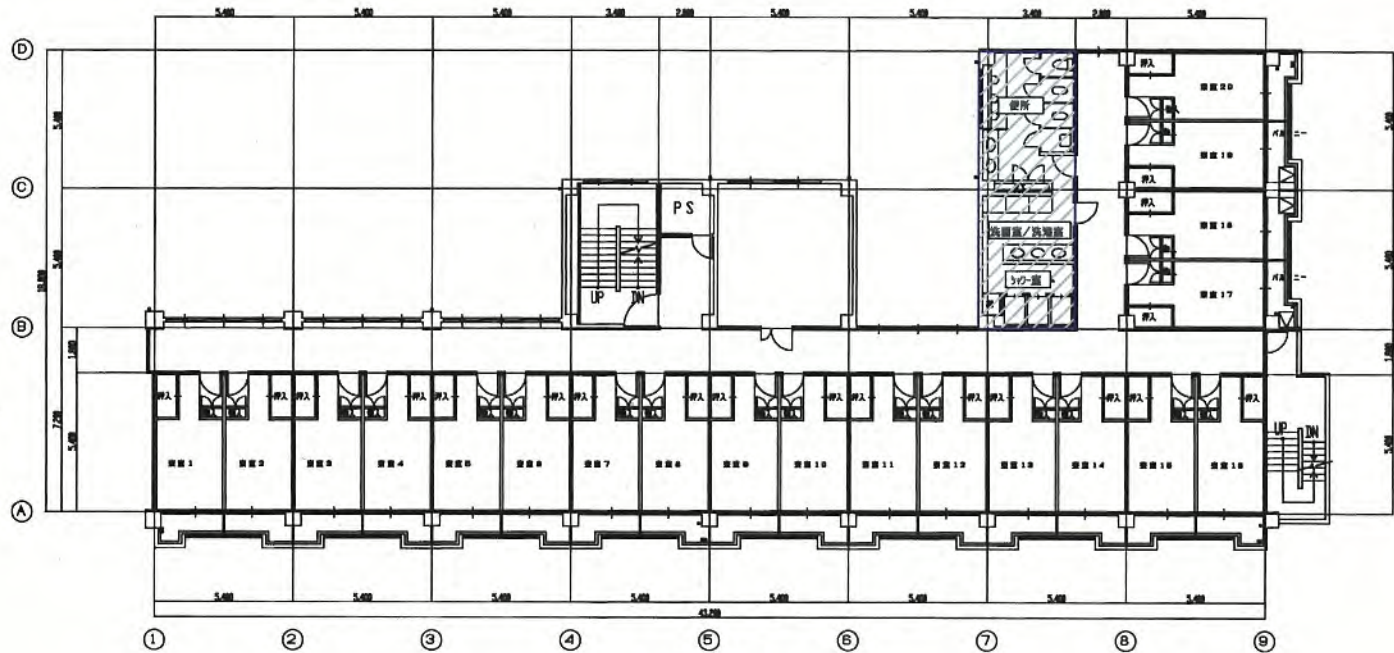
図面番号	名 称	摘 要
1	1・2階平面図（日常清掃A・B）	
2	3・4階平面図（日常清掃A・B）	
3	5階・屋上平面図（日常清掃A・B）	
4	1・2階平面図（定期清掃）	
5	3・4階平面図（定期清掃）	
6	5階・屋上平面図（定期清掃）	



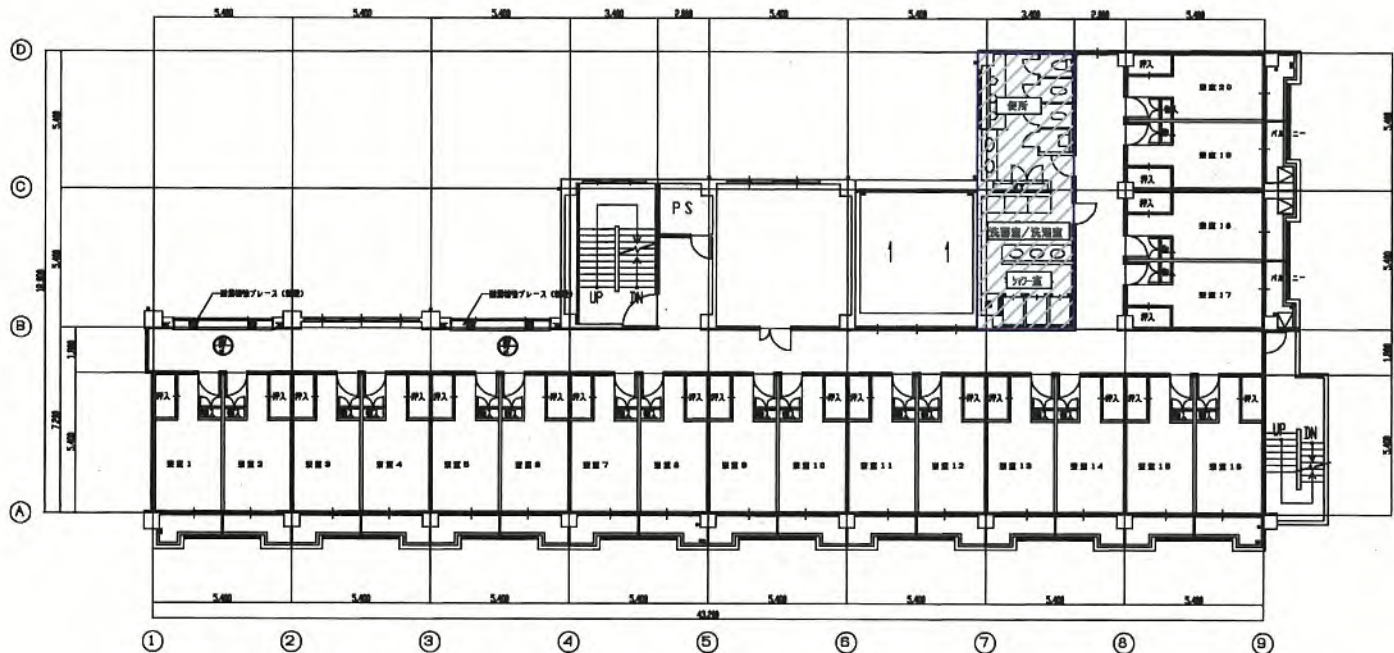
-  日常清掃A (1/日)
-  日常清掃B (3/週)




年度	令和2年度	図面番号	1
工事名	東京地方整備局 東京地方整備局 東京地方整備局		
図面名称	1 - 2階平面図 (日常清掃A・B)		
縮尺	-	単位	-
設計年月日	令和2年 1月	図数	1/8
設計者	国土交通省 関東地方整備局 東京地方整備局		



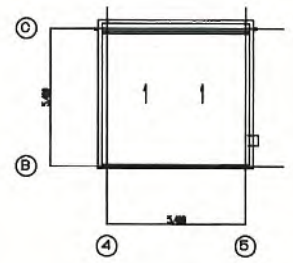
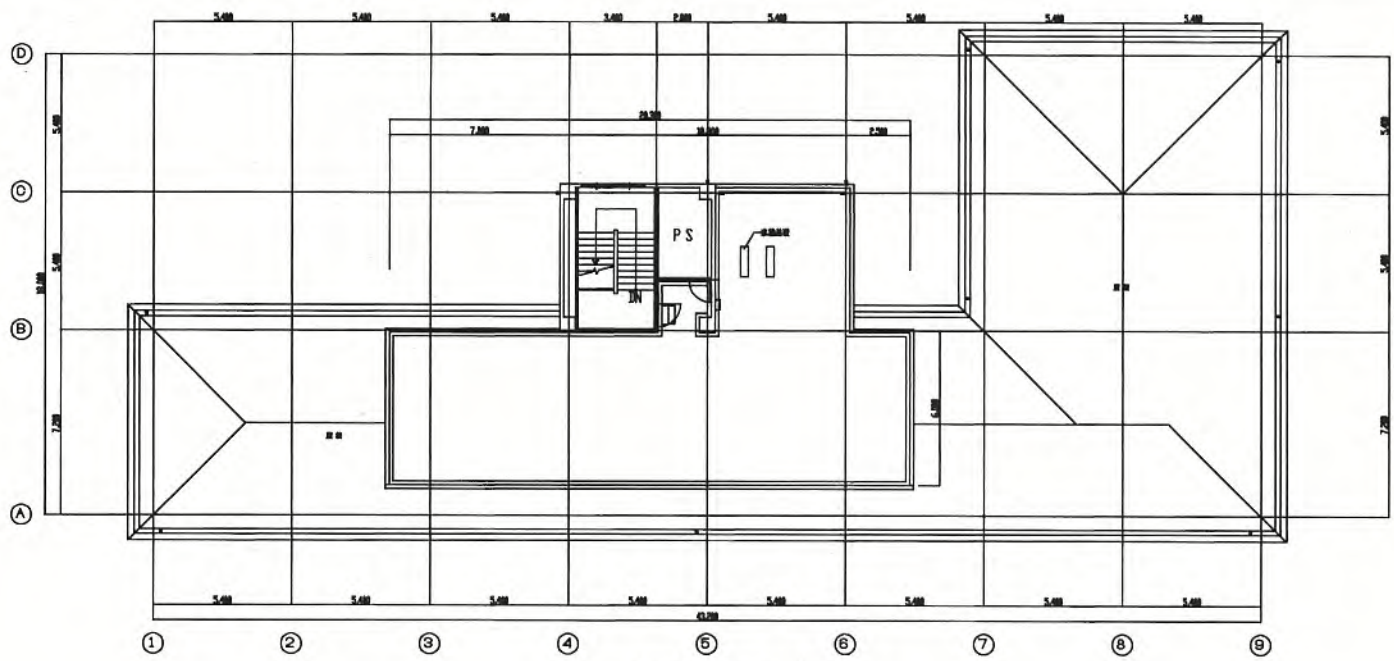
4階平面図 1/100




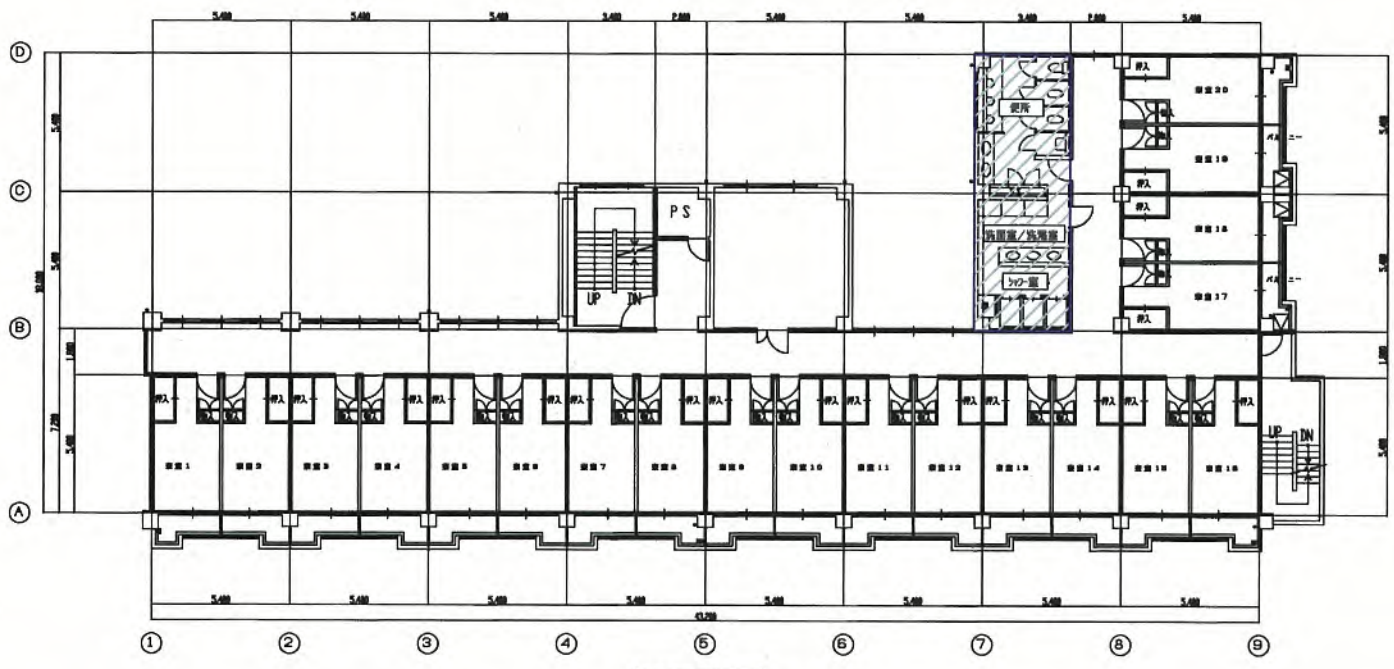
3階平面図 1/100

 日常清掃A (1/日)

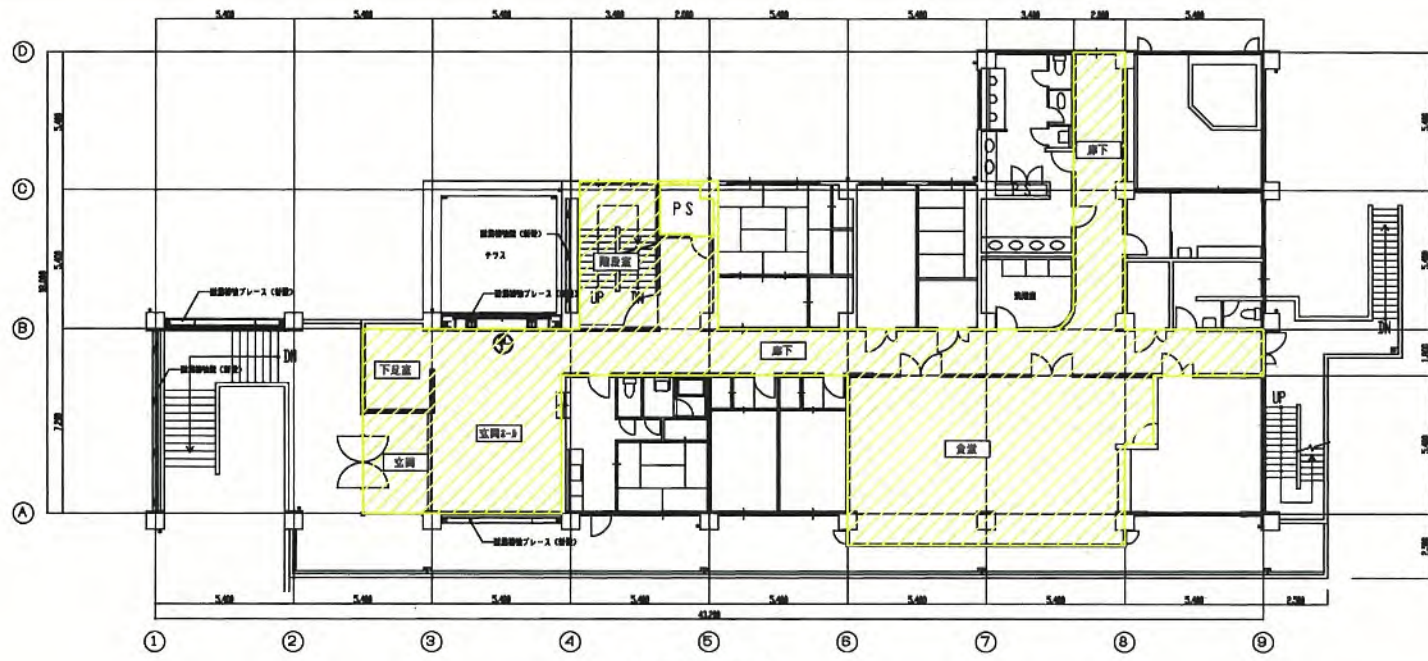
年度	令和2年度	図面番号	2
工事名	茨城県河野町教育施設整備事業		
図面名称	3・4階平面図(日常清掃A・B)		
縮尺	-	巻数	-
設計年月日	令和2年 1月	页数	2/6
国土交通省 関東地方整備局 茨城県河野町庁舎			



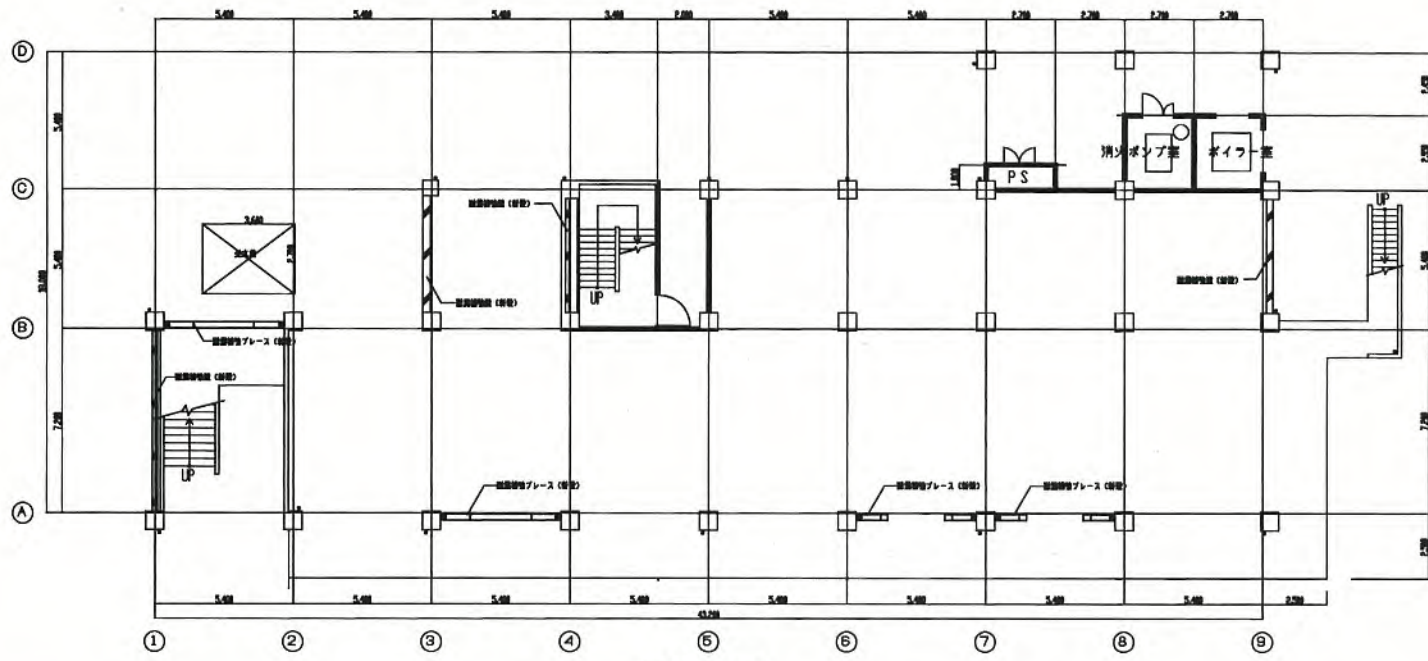
 日常清掃A (1/日)



年度	令和2年度	計画番号	3
工事名	茨城県庁学芸館施設整備等補助費		
計画名称	5階・屋上平屋敷(日常清掃A・B)		
積尺	-	単量	-
発注年月日	令和2年 1月	页数	3/6
国土交通省	関東地方整備局	茨城県庁事務	



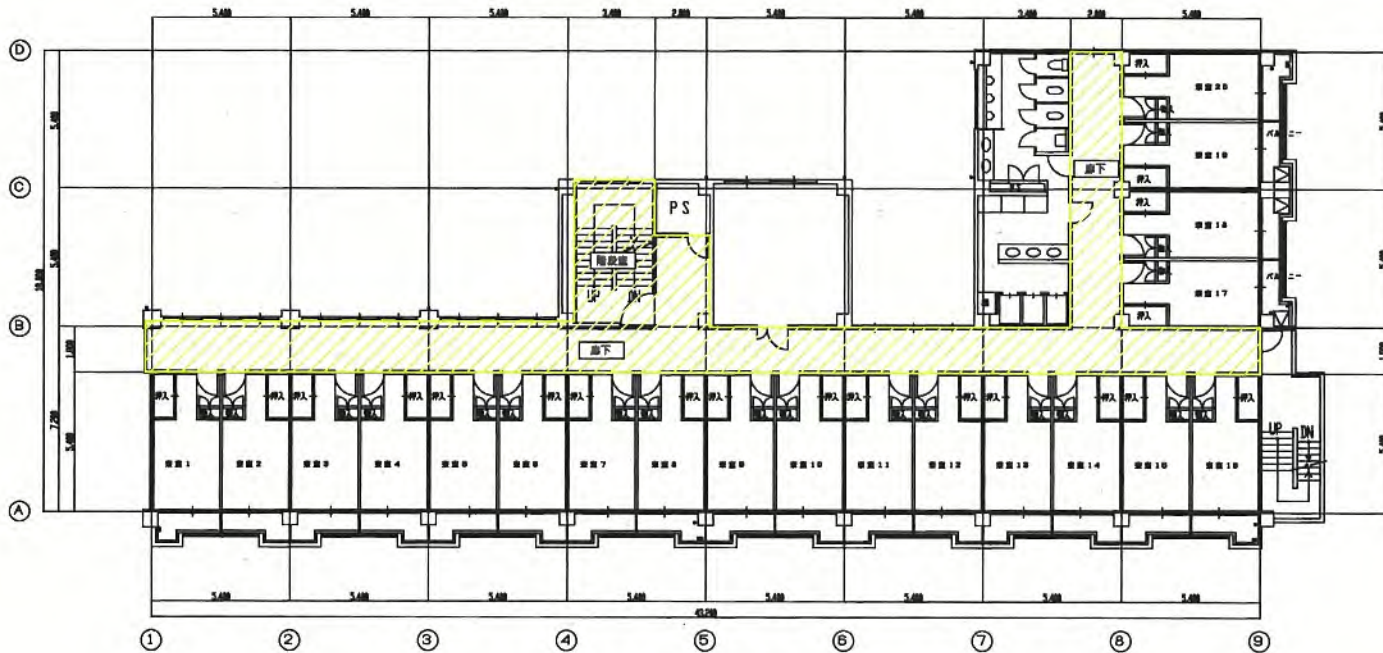
2階平面図 1/100




1階平面図 1/100

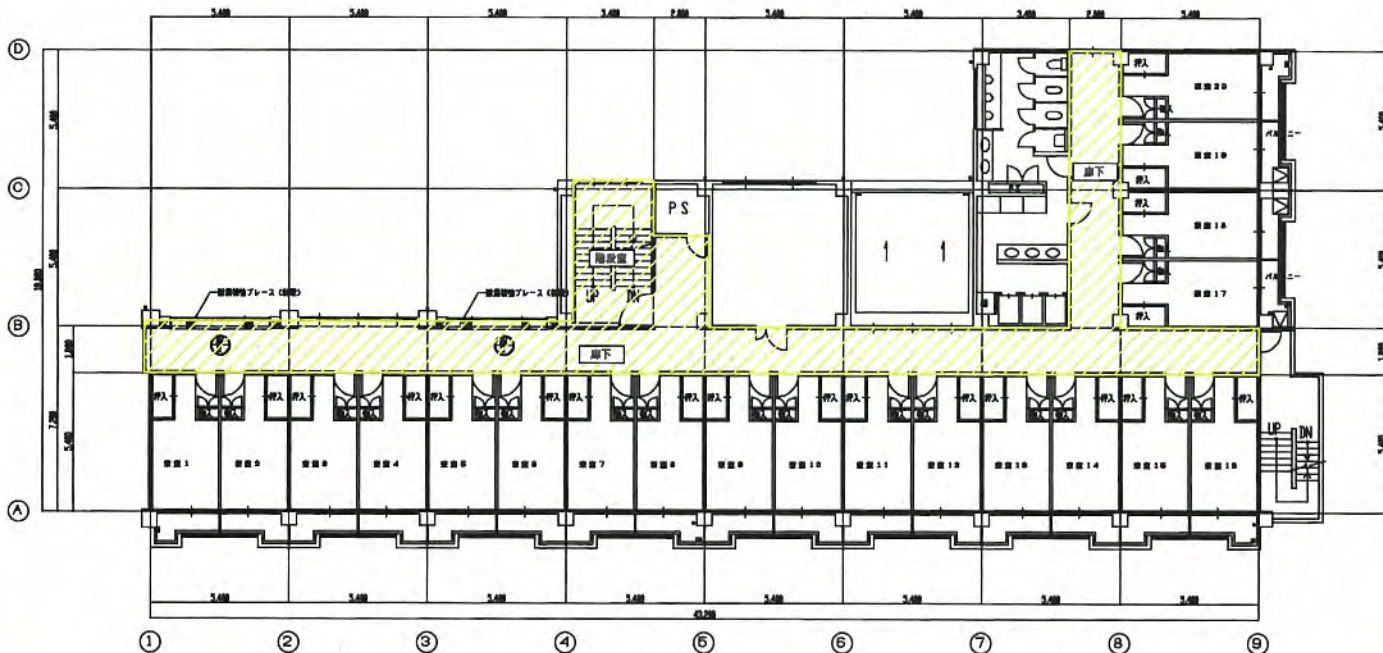
定期清掃 (1/月)

年度	令和2年度	図面番号	4
工事名	茨城県庁事務所庁舎改修工事清掃業務		
図面名称	1・2階平面図 (定期清掃)		
縮尺	-	単位	-
設計年月日	令和2年 1月	頁数	4/8
国土交通省 関東地方整備局 茨城県庁事務所			



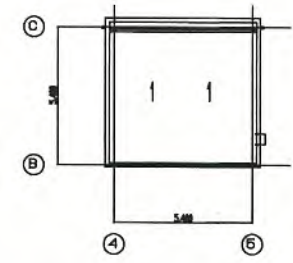
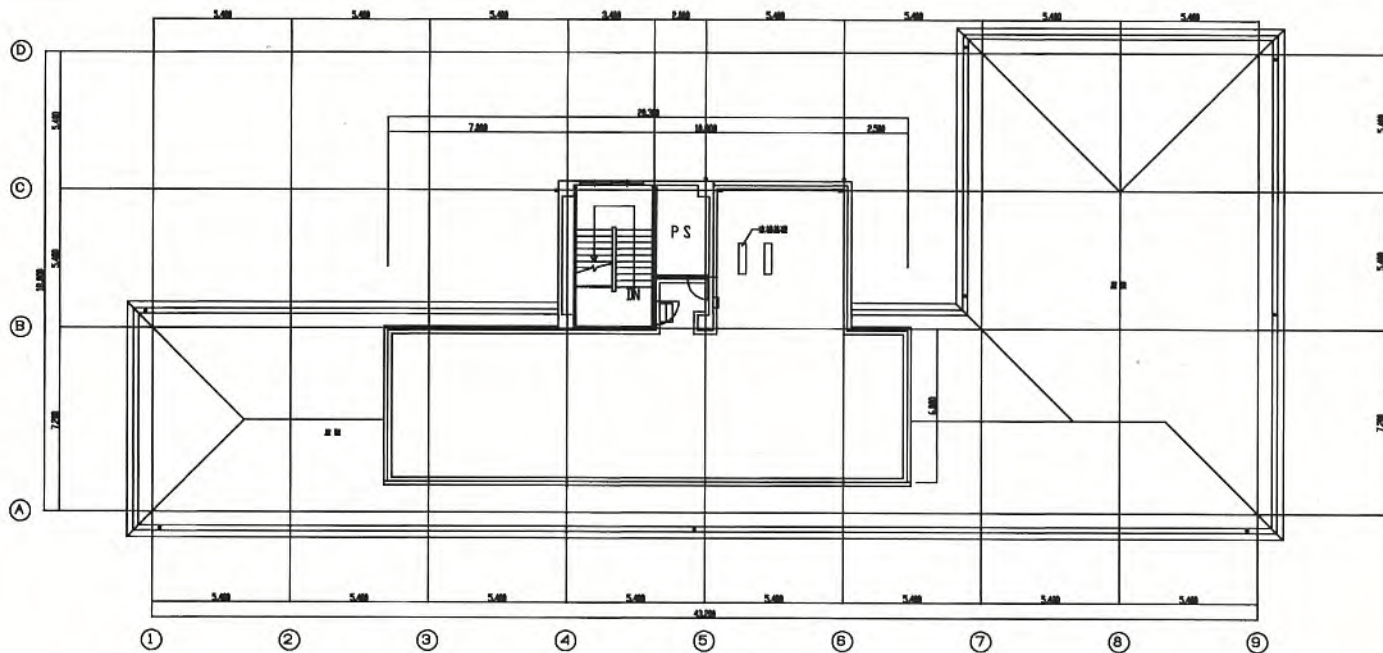
4層平面圖 1/100


 定期清掃 (1/月)

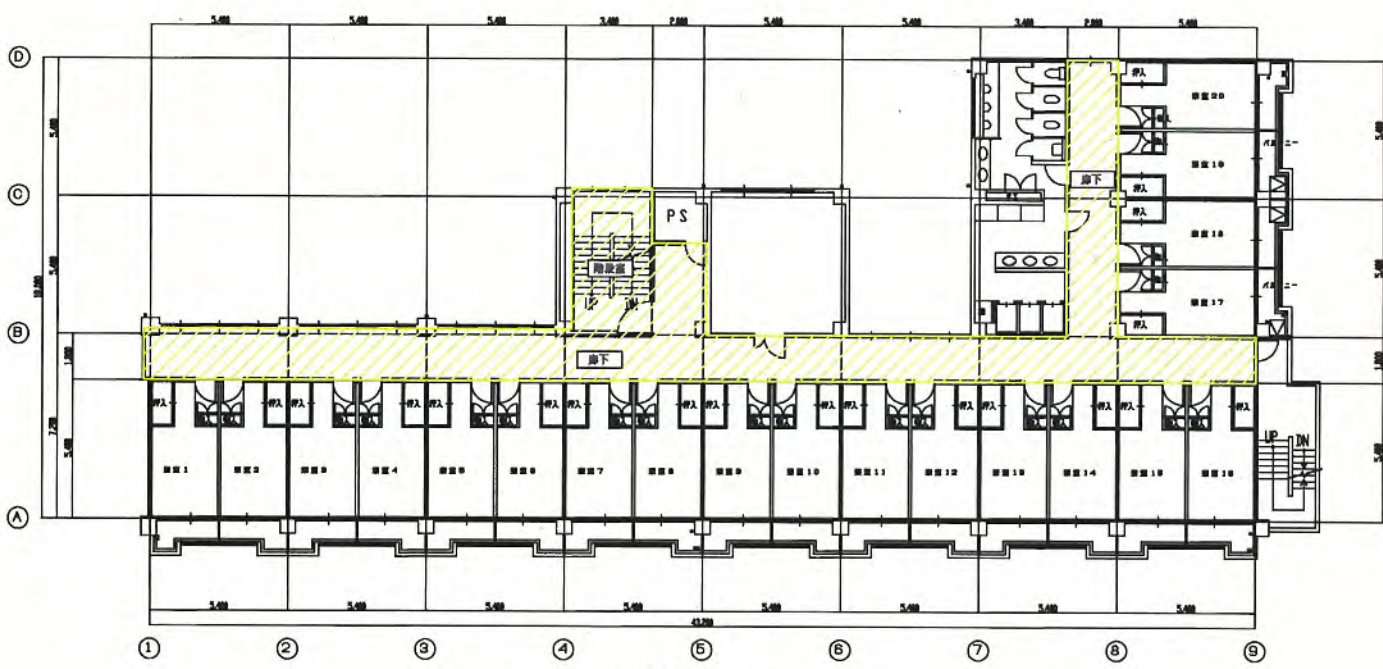


3層平面圖 1/100

年度	令和2年度	図面番号	5
工事名	茨城県立水戸高等学校施設整備等事業		
図面名称	3・4階平面図(定期清掃)		
縮尺	-	單位	-
設計年月日	令和2年 1月	頁数	5/6
国土交通省 関東地方整備局 茨城県庁事務所			



 定期清掃 (1/月)



年度	令和2年度	図面番号	6
工事名	京浜東北線河津駅駅舎修繕工事		
図面名称	2階・屋上平面図 (定期清掃)		
鼎尺	-	単位	-
製図年月日	令和2年 1月	巻数	6/6
国土交通省	関東地方整備局	京浜東北線河津駅	